国税分野における
社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点

平成 27 年6月

国　税　庁

○　本資料は、国税分野における社会保障・税番号制度の導入に伴う各種様式の掲載時点での変更点を取りまとめたものです。

○　各種様式に個人番号を記載して提出する場合には、それぞれ【ポイント】に記載の本人確認書類が必要です。

なお、ｅ-Ｔａｘで送信する場合には、これらの書類は不要です。

○　様式の変更点についての最新情報や国税分野における社会保障・税番号制度の内容については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度について」

（http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm）

を参照してください。

目　次

Ⅰ　申告所得税関係……1
　１．所得税の確定申告書Ｂ……1
　２．所得税の青色申告承認申請書……2
　３．青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書……3
Ⅱ　源泉所得税関係……4
　１．給与所得者の扶養控除等（異動）申告書……4
　２．給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書……5
Ⅲ　相続税・贈与税関係……6
　１．贈与税の申告書第一表……6
　２．相続税の申告書第１表……7
Ⅳ　法人税関係……8
　１．法人税及び地方法人税の申告書……8
　２．法人設立届出書……9
Ⅴ　消費税関係……10
　１．消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）……10
　２．消費税課税事業者届出書（基準期間用）……11
Ⅵ　間接諸税関係……12
　１．印紙税納税申告書（書式表示用）……12
　２．〇〇税営業等開始・休止・廃止申告書……13
Ⅶ　酒税関係……14
　１．酒税納税申告書……14
　２．酒類の販売数量等報告書……15
　３．異動申告書……16
Ⅷ　法定調書関係……17
　１．給与所得の源泉徴収票……17
　２．退職所得の源泉徴収票……18
　３．報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書……19
　４．不動産の使用料等の支払調書……20
　５．給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表……21
Ⅸ　納税証明書及び納税手続関係……22
　１．納税証明書交付請求書……22
　２．納税の猶予申請書、換価の猶予申請書……23
Ⅹ　その他……24
　１．異議申立書……24
　２．審査請求書……25

Ⅰ　申告所得税関係

1．所得税の確定申告書Ｂ

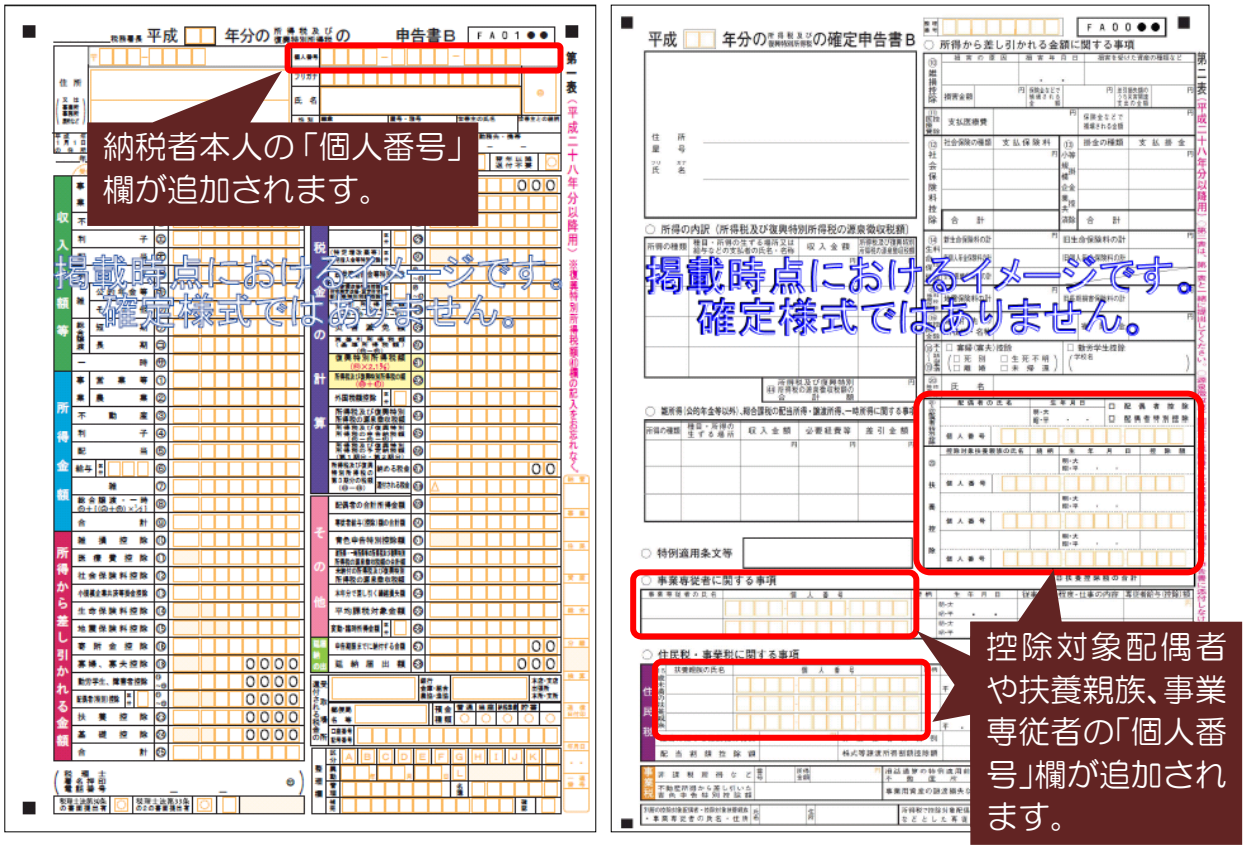

※　様式は、平成 27 年６月 30 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年分の申告書（平成 29 年２月 16 日から３月 15 日までの確定申告期に提出するもの）から、納税者本人の個人番号を記載して提出します。

②　納税者本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、個人番号の記載が必要です。

③　提出する際には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

※　控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者本人が控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の個人番号を確認してください。

④　確定申告書第三表、第四表、第五表や青色申告決算書、収支内訳書、各種計算明細書には「個人番号」欄は追加しないこととしています。

2．所得税の青色申告承認申請書

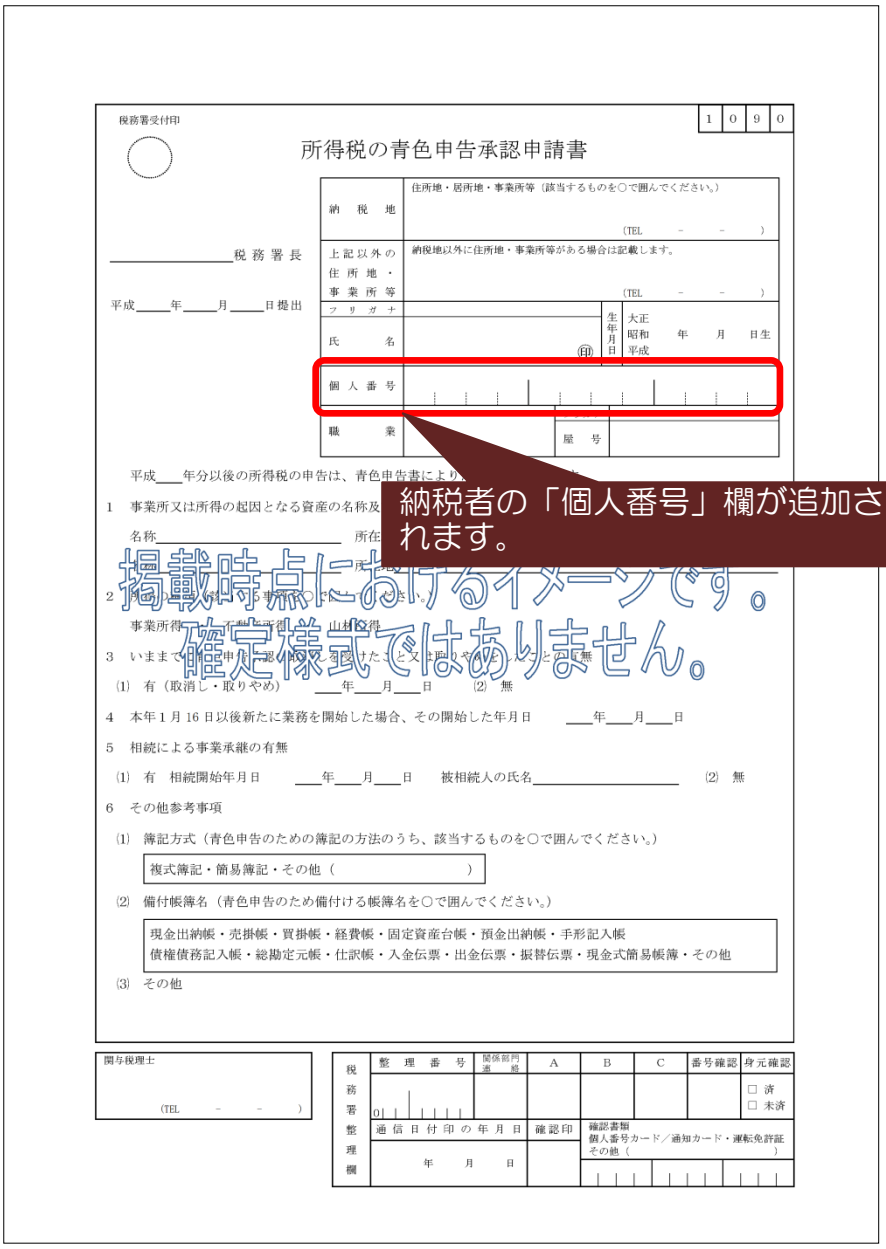

税務署受付印

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） （TEL　－　－　）
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （TEL　－　－　）
フリガナ	
氏名	㊞
生年月日	大正 昭和 平成　年　月　日生
個人番号	
職業	屋号

＿＿＿＿＿＿税務署長

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

平成＿＿年分以後の所得税の申告は、青色申告書により

1　事業所又は所得の起因となる資産の名称及

名称＿＿＿＿＿＿　所在

2　事業所等　住所地・居所地・事業所等○で囲んでください。

事業所得　不動産所得　山林所得

3　いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめたことの有無

(1)　有（取消し・取りやめ）　＿＿年＿＿月＿＿日　(2)　無

4　本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　＿＿年＿＿月＿＿日

5　相続による事業承継の有無

(1)　有　相続開始年月日　＿＿年＿＿月＿＿日　被相続人の氏名＿＿＿＿＿＿　(2)　無

6　その他参考事項

(1)　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを○で囲んでください。）

複式簿記・簡易簿記・その他（　　）

(2)　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を○で囲んでください。）

現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳・固定資産台帳・預金出納帳・手形記入帳
債権債務記入帳・総勘定元帳・仕訳帳・入金伝票・出金伝票・振替伝票・現金式簡易帳簿・その他

(3)　その他

関与税理士

（TEL　－　－　）

税務署整理欄							
整理番号	関係部門連絡	A	B	C	番号確認	身元確認	
0						□ 済 □ 未済	
通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）					
年　月　日							

納税者の「個人番号」欄が追加されます。

掲載時点におけるイメージです。
確定様式ではありません。

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年 1 月１日以後に提出する申請書から、納税者本人の個人番号を記載して提出します。

②　納税者本人以外の方の個人番号を記載する必要はありません。

③　提出する際には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

3．青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書

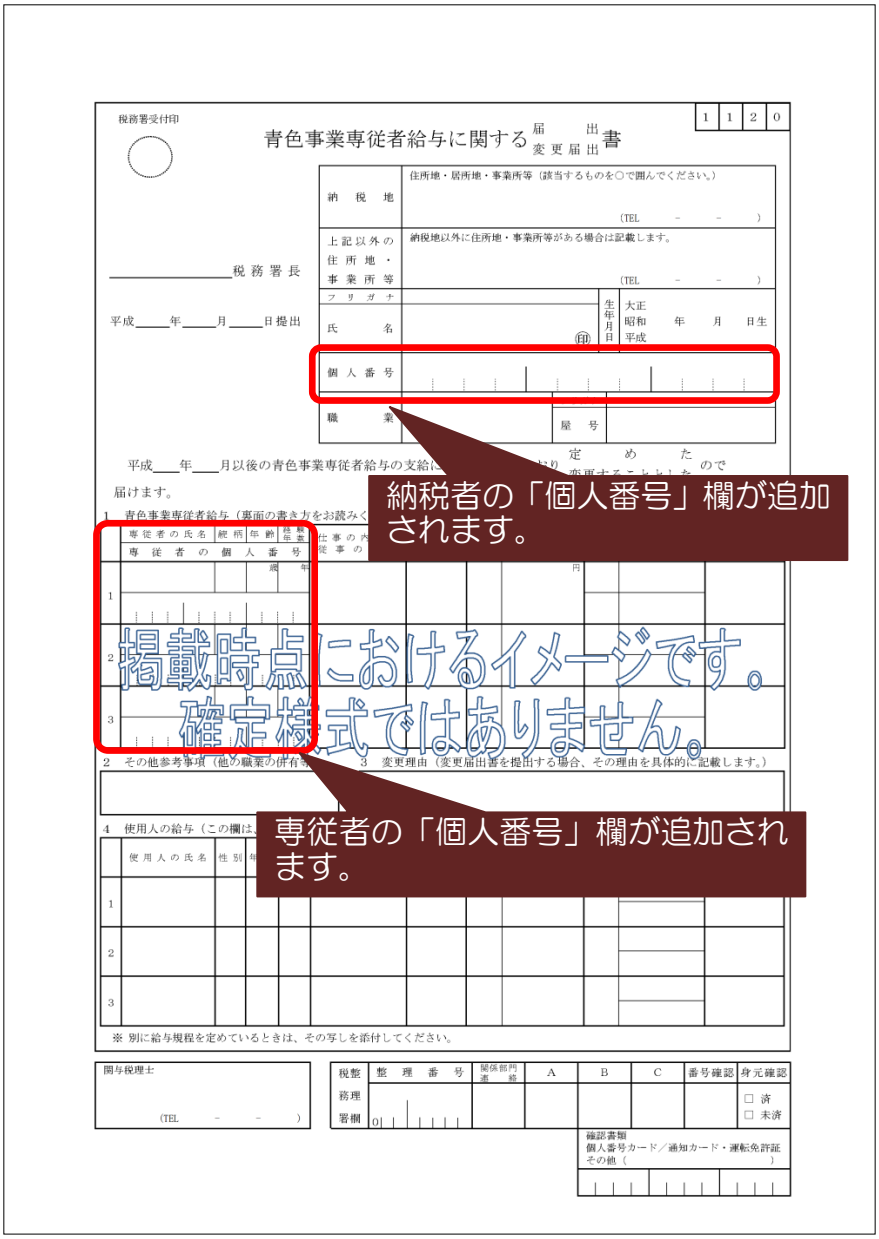

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年 1 月１日以後に提出する届出書から、納税者本人の個人番号を記載して提出します。

②　納税者本人の個人番号以外に、専従者についても個人番号の記載が必要です。

③　提出する際には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

※　控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者本人が控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の個人番号を確認してください。

④　使用人の方の個人番号を記載する必要はありません。

Ⅱ　源泉所得税関係

1．給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

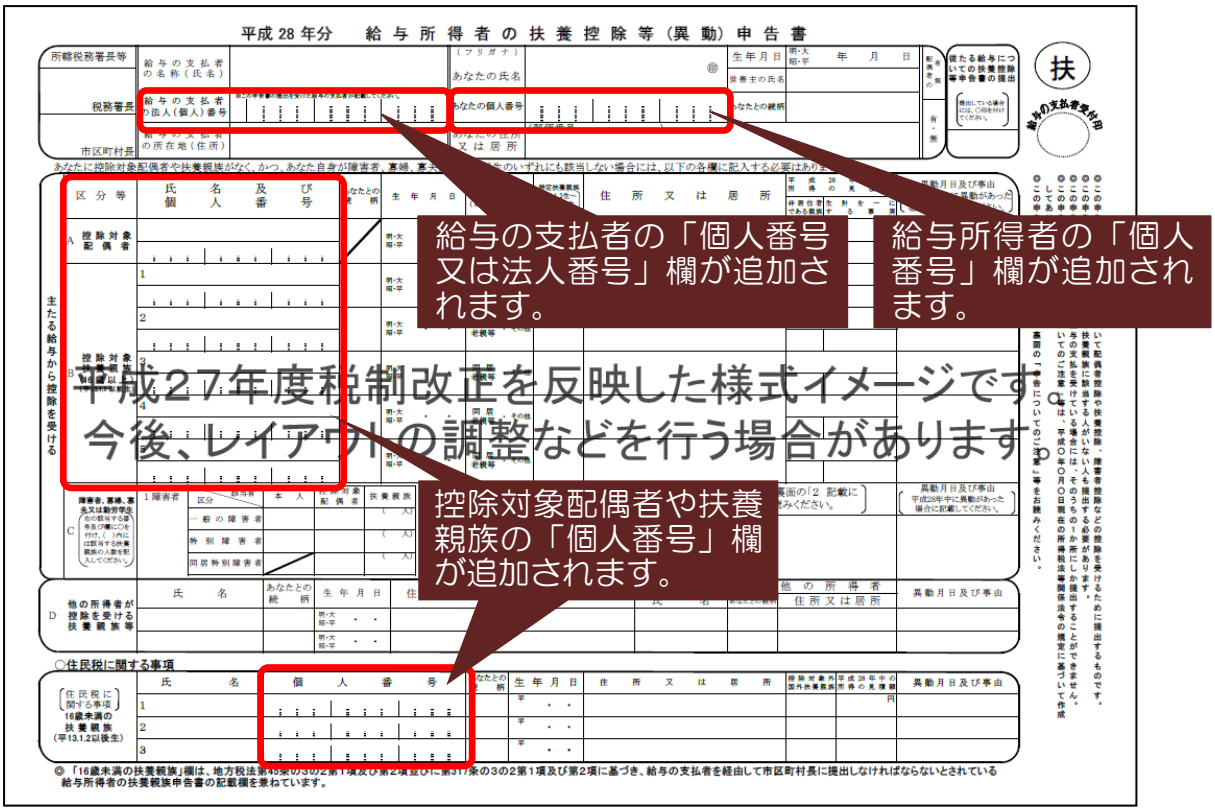

※　様式は、平成 27 年６月 30 日現在のイメージです。

【ポイント】

1　給与所得者（従業員等）の手続

①　給与所得者は、平成 28 年 1 月以後に提出する扶養控除等申告書から、給与所得者本人の個人番号を記載します。

※　給与の支払者は、平成 28 年分の扶養控除等申告書の提出を平成 27 年中に受ける場合であっても、給与所得者に対し、当該申告書に個人番号の記載をするよう求めても差し支えありません。

②　給与所得者本人の個人番号以外に、控除対象配偶者や扶養親族についても、個人番号の記載が必要です。

2　給与の支払者（雇用主）の手続

①　給与の支払者は、扶養控除等申告書の提出を受ける際に、次のいずれかの書類により、番号法に定める本人確認を行う必要があります。

・給与所得者本人の個人番号カード

・給与所得者本人の通知カード及び免許証などの写真付身分証明書

※　給与所得者の本人確認は給与の支払者が行う必要がありますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は給与所得者が行うこととなります。

②　給与の支払者は、平成 28 年 1 月以後に提出を受ける扶養控除等申告書から、給与の支払者の個人番号又は法人番号を記載します。

※　給与の支払者の番号は扶養控除等申告書の提出を受けた後に記載しますが、法人番号については、一般に公表されているため、あらかじめ給与の支払者の法人番号を印字した扶養控除等申告書を給与所得者に配付することとしても差し支えありません。

（注）上記様式のイメージは今後、レイアウトの調整などを行う場合があります。

2．給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年 1 月から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　事務所開設者が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、事務所開設者が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

Ⅲ　相続税・贈与税関係

1．贈与税の申告書第一表

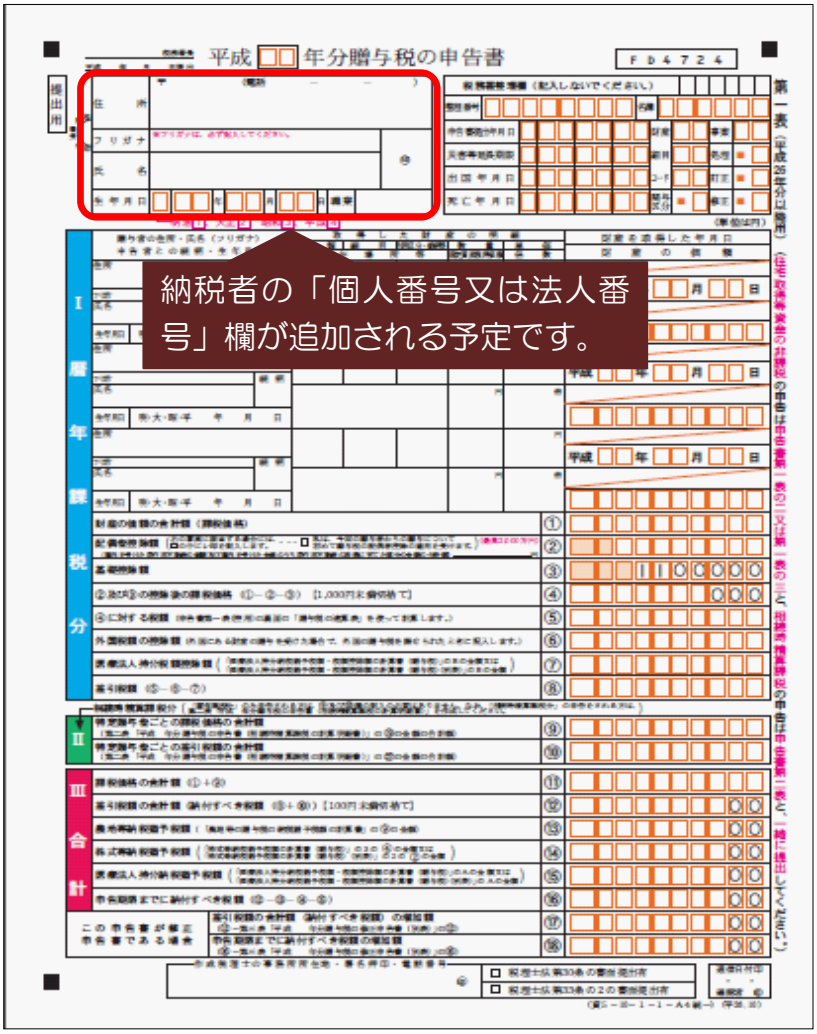

※　個人番号又は法人番号欄を追加した様式は、現在作成中です。

※　平成 25 年度税制改正に伴い、平成 27 年分の申告書様式は変更が予定されています。

【ポイント】

①　平成 28 年分の申告書（平成 29 年２月１日から３月 15 日までの間に提出するもの）から、個人番号又は法人番号を記載して提出します。

②　納税者本人以外の方の個人番号を記載する必要はありません。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が人格のない社団又は財団などの場合には、法人番号を記載して提出しますので、上記書類の添付は不要です。

④　申告書第一表の二、第一表の三、第二表及び第三表には「個人番号又は法人番号」欄は追加しないこととしています。

2．相続税の申告書第１表

※　様式は、平成 27 年６月 30 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年１月１日以後の相続又は遺贈により取得した財産に係る申告書から、被相続人の個人番号及び財産を取得した方の個人番号又は法人番号を記載して提出します。

②　財産を取得した方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、財産を取得した方が人格のない社団又は財団などの場合には、法人番号を記載して提出しますので、上記書類の添付は不要です。

③　相続税の申告書では、申告書第２表から第 15 表には「個人番号又は法人番号」欄は追加しないこととしています。

Ⅳ　法人税関係

１．法人税及び地方法人税の申告書

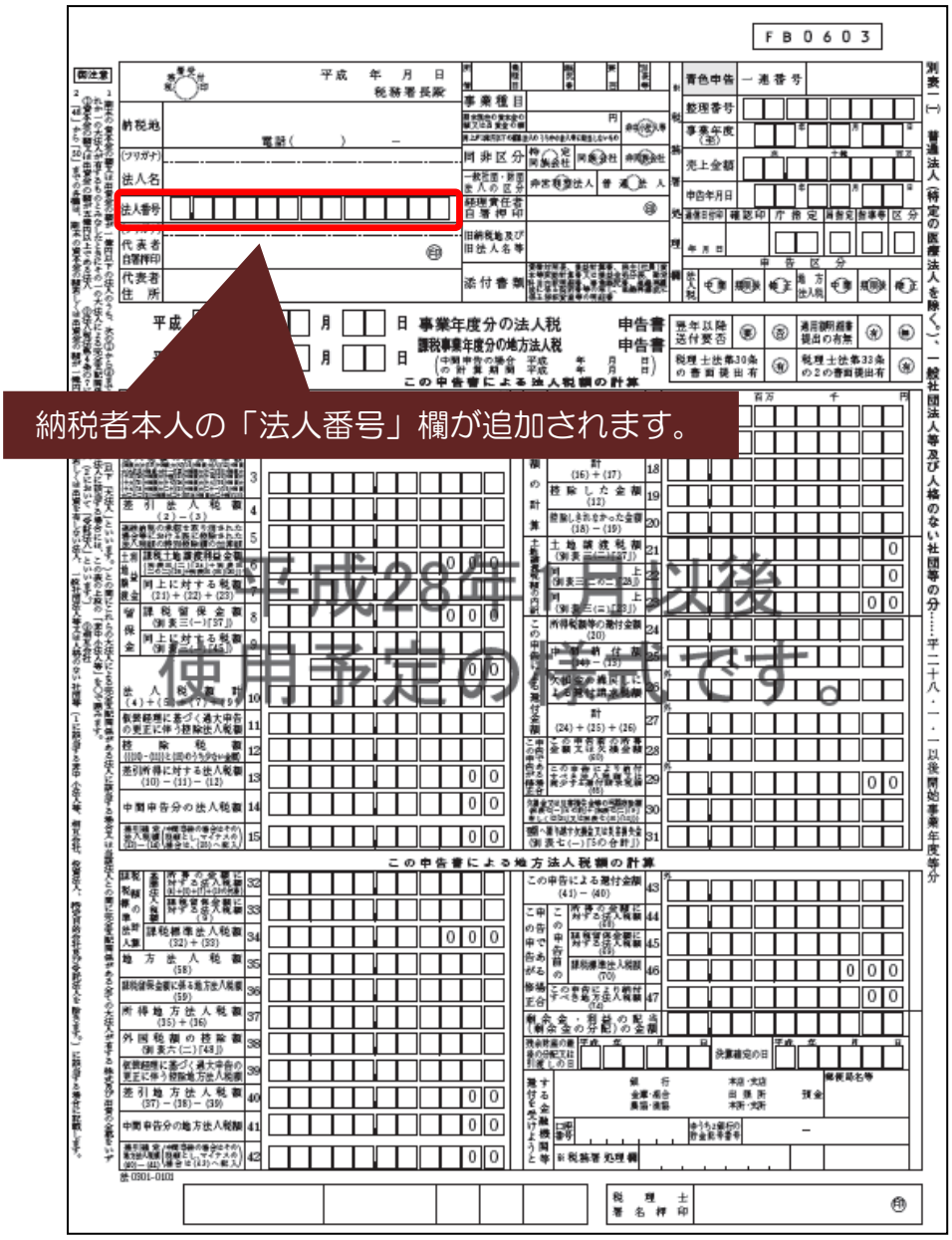

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年１月以後に開始する事業年度等に係る申告書から、法人番号を記載して提出します。

②　勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書等については法人番号の記載は必要ありませんが、適用額明細書については法人番号の記載が必要です。

2．法人設立届出書

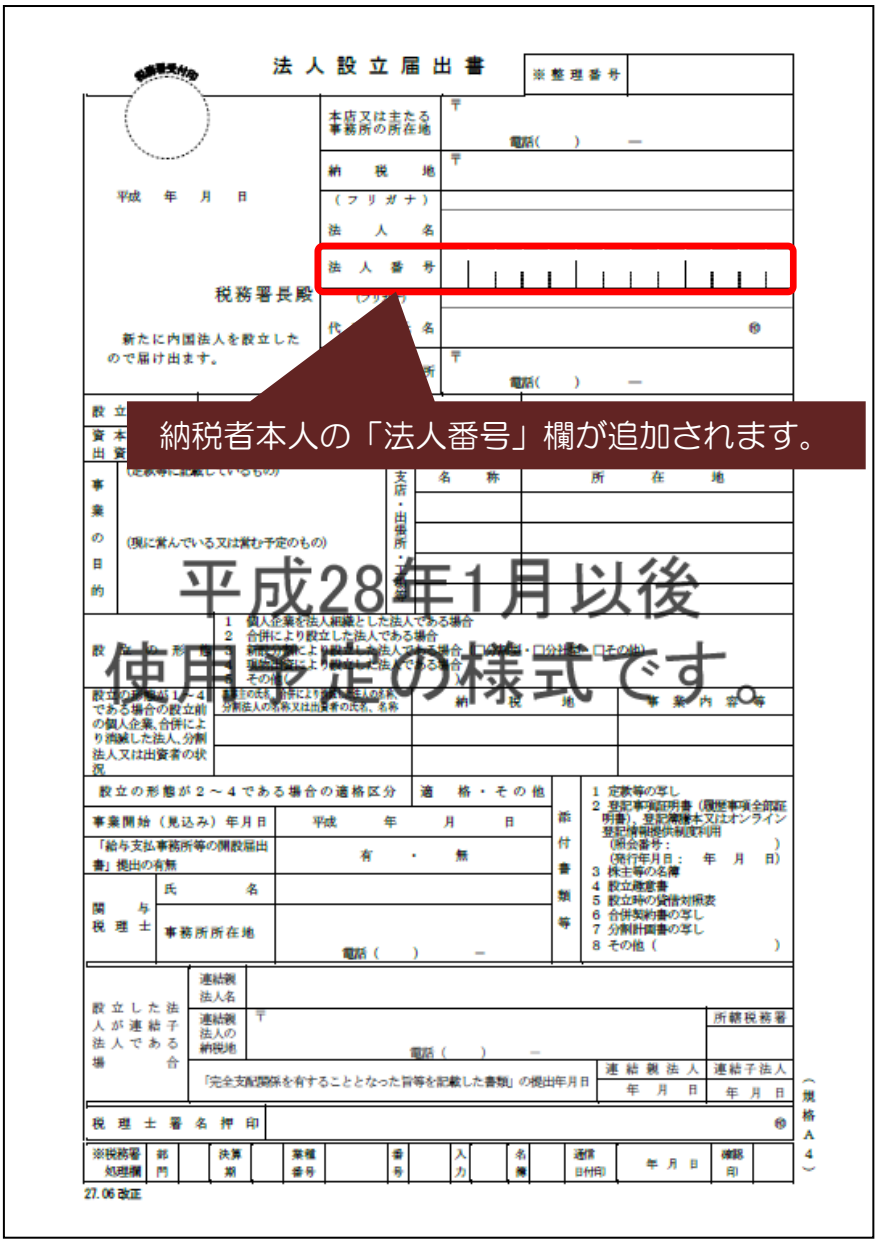

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】
○　平成 28 年１月以後に提出する届出書から、法人番号を記載して提出します。

Ⅴ　消費税関係

１．消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）

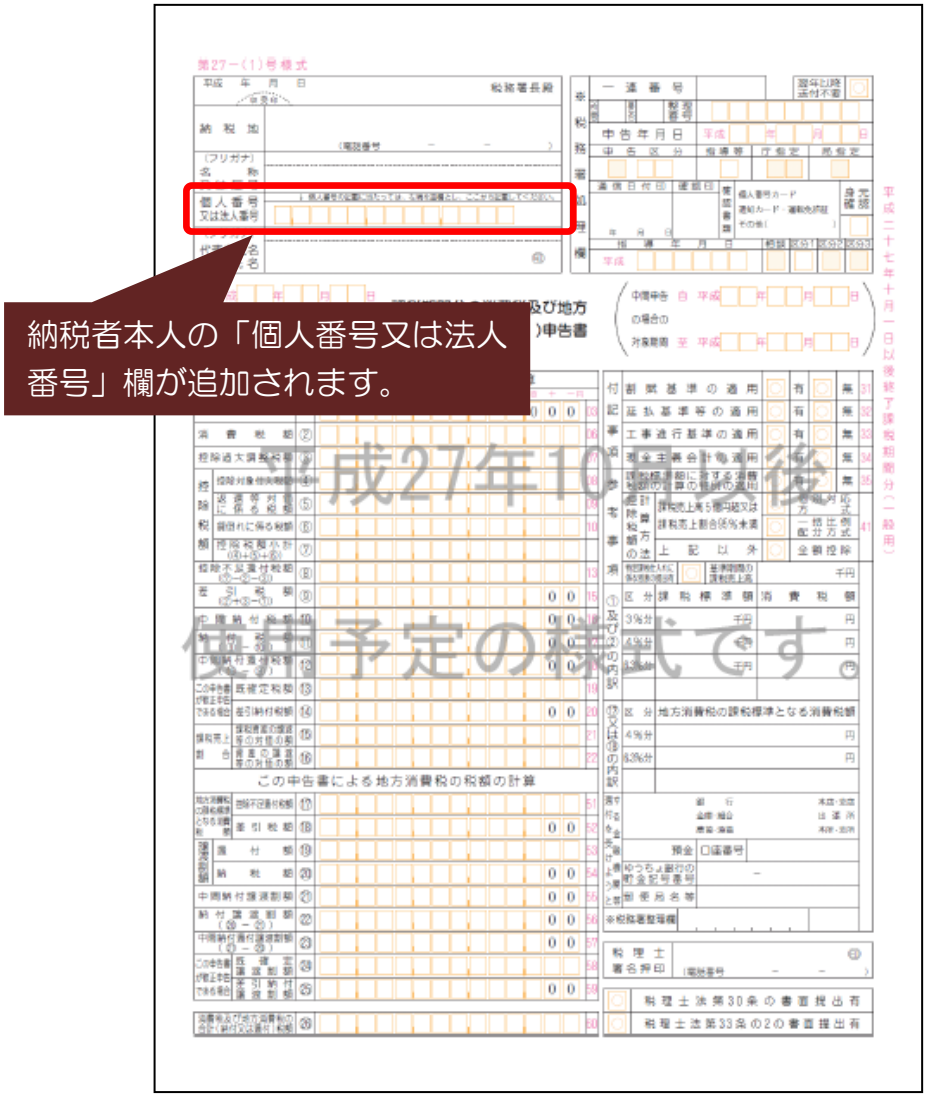

※　様式は、平成２７年１０月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年 1 月１日以後に開始する課税期間に係る申告書から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　納税者本人以外の方の個人番号又は法人番号を記載する必要はありません。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

2．消費税課税事業者届出書（基準期間用）

第３－(1)号様式

基準期間用

消費税課税事業者届出書

収受印

平成　年　月　日

届出者

(フリガナ)
納税地　(〒　－　)　(電話番号

(フリガナ)
住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地　(〒　－　)　(電話番号

(フリガナ)
名称（屋号）

個人番号又は法人番号　↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(フリガナ)
氏名（法人の場合）代表者氏名　印

(フリガナ)
(法人の場合)代表者住所　(電話番号　－　－　)

税務署長殿

下記のとおり、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなったので、消費税法第57条第１項第１号の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 平成　年　月　日　至 平成　年　月　日		
上記期間の基準期間	自 平成　年　月　日	左記期間の総売上高	円
	至 平成　年　月　日	左記期間の課税売上高	円
事業内容等 生年月日（個人）又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成　年　月　日	法人のみ記載 事業年度	自　月　日 至　月　日
		資本金	円
事業内容		届出区分	相続・合併・分割等・その他
参考事項		税理士署名押印	印 (電話番号　－　－　)

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		
	届出年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理　年　月　日
	番号確認	身元確認	□ 済 □ 未済	確認書類	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　）

注意　1．裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
　　2．税務署処理欄は、記載しないでください。

納税者本人の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

平成28年1月以後使用予定の様式です。

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

① 平成 28 年 1 月１日以後に提出する届出書から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

② 納税者本人以外の方の個人番号又は法人番号を記載する必要はありません。

③ 提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

- 納税者本人の個人番号カードの写し
- 納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

Ⅵ　間接諸税関係

１．印紙税納税申告書（書式表示用）

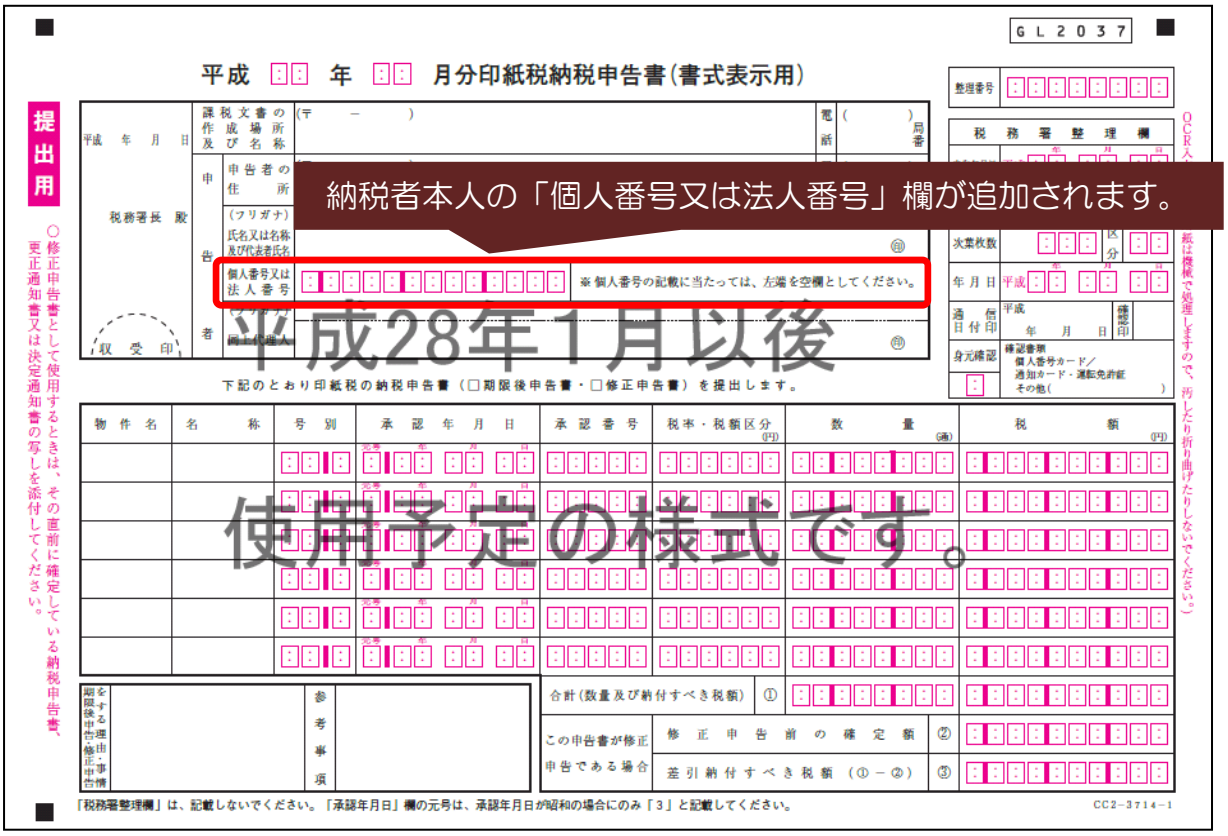

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年１月１日以後に開始する課税期間に係る申告書から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　納税者本人以外の方の個人番号又は法人番号を記載する必要はありません。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

2．〇〇税営業等開始・休止・廃止申告書

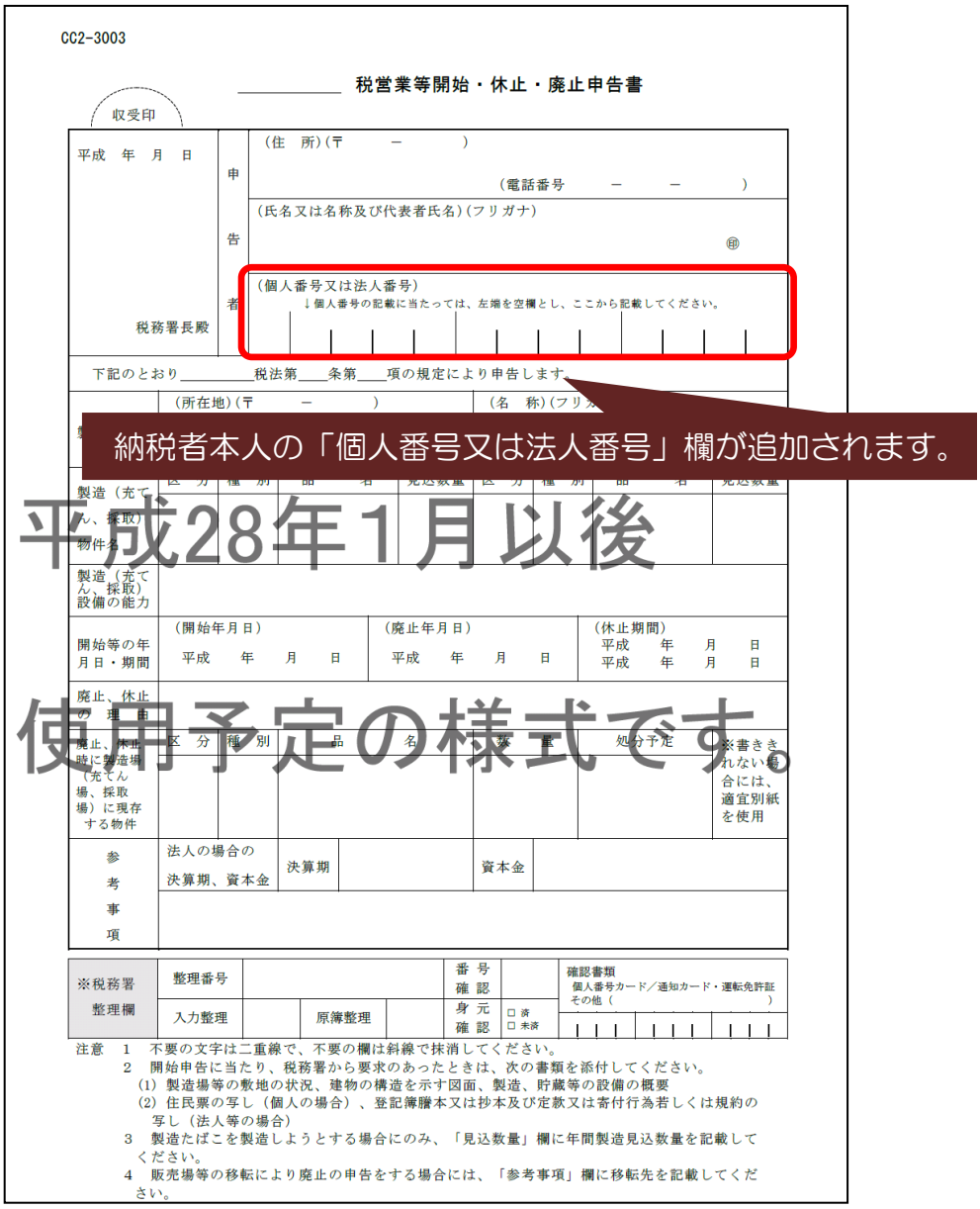

CC2-3003

＿＿＿＿＿ 税営業等開始・休止・廃止申告書

収受印

平成　年　月　日

税務署長殿

申告者

（住　所）（〒　　－　　）

（電話番号　　－　　－　　）

（氏名又は名称及び代表者氏名）（フリガナ）

㊞

（個人番号又は法人番号）

↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

下記のとおり＿＿＿＿税法第＿＿条第＿＿項の規定により申告します。

納税者本人の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

平成28年1月以後

使用予定の様式です。

製造（充てん、採取）物件名	（所在地）（〒　　－　　）				（名　称）（フリガ				
	区　分	種　別	品　名	見込数量	区　分	種　別	品　名	見込数量	
製造（充てん、採取）設備の能力									
開始等の年月日・期間	（開始年月日）平成　年　月　日		（廃止年月日）平成　年　月　日		（休止期間）平成　年　月　日 平成　年　月　日				
廃止、休止の理由									
廃止、休止時に製造場（充てん場、採取場）に現存する物件	区　分	種　別	品　名	数　量	処分予定			※書ききれない場合には、適宜別紙を使用	
参考事項	法人の場合の決算期、資本金	決算期		資本金					

※税務署整理欄	整理番号		番号確認		確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他（　　）	
	入力整理	原簿整理	身元確認	□済 □未済		

注意　1　不要の文字は二重線で、不要の欄は斜線で抹消してください。
2　開始申告に当たり、税務署から要求のあったときは、次の書類を添付してください。
(1) 製造場等の敷地の状況、建物の構造を示す図面、製造、貯蔵等の設備の概要
(2) 住民票の写し（個人の場合）、登記簿謄本又は抄本及び定款又は寄付行為若しくは規約の写し（法人等の場合）
3　製造たばこを製造しようとする場合にのみ、「見込数量」欄に年間製造見込数量を記載してください。
4　販売場等の移転により廃止の申告をする場合には、「参考事項」欄に移転先を記載してください。

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年 1 月１日以後に提出する届出書から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　納税者本人以外の方の個人番号又は法人番号を記載する必要はありません。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

Ⅶ　酒税関係

１．酒税納税申告書

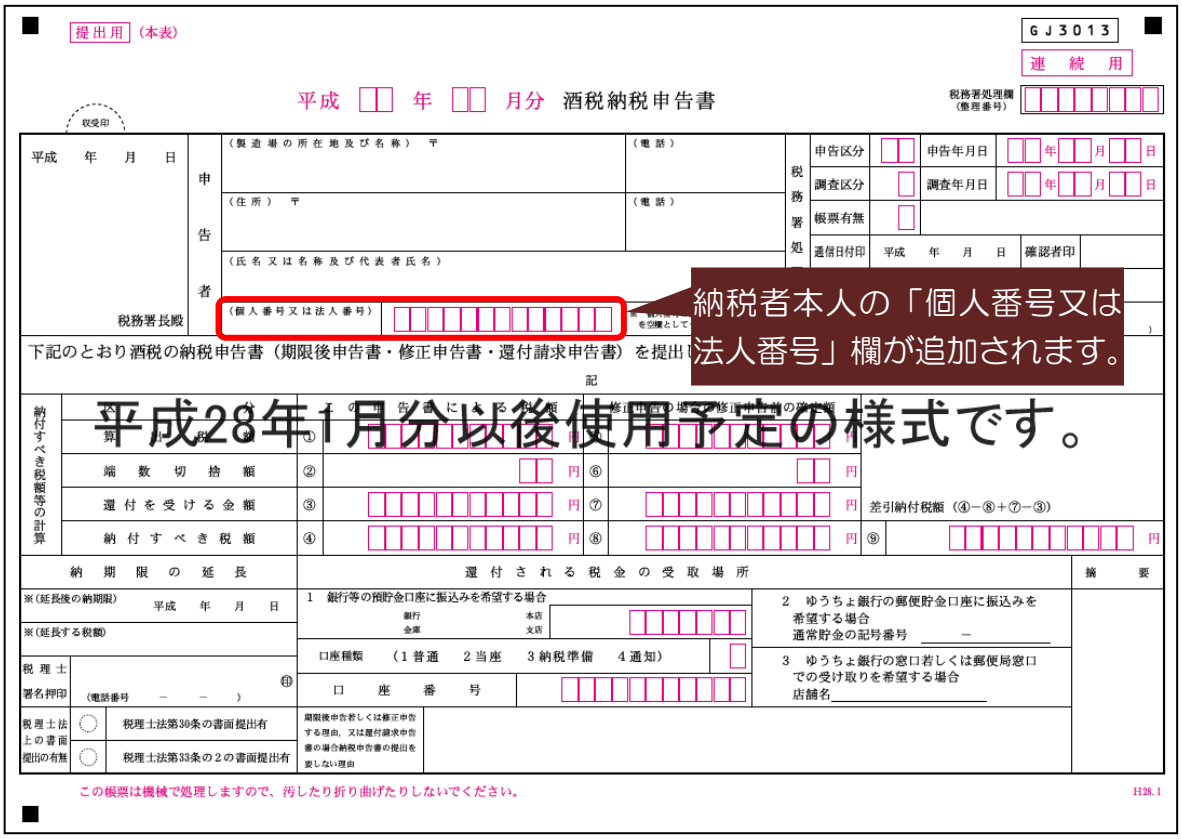

※　様式は、平成 28 年１月分以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年１月分（平成 28 年１月１日以後移出分）から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　納税者本人以外の方の個人番号又は法人番号を記載する必要はありません。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　納税者本人の個人番号カードの写し

・　納税者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

2．酒類の販売数量等報告書

提出用

GJ5072

酒類の販売数量等報告書

（平成　年４月１日～平成　年３月31日分）

税務署整理欄

平成　年　月　日

税務署長　殿

報告者

（住所）〒

（電話）　局　番

（氏名又は名称及び代表者氏名）　㊞

（個人番号又は法人番号）

※ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としてください。

販売場の所在地及び名称

（電話）　局　番

酒税法第４７条第４項の規定により下記のとおり報告します。

記

区分	販売数量 卸売業者 ℓ	販売数量 小売業者 ℓ	販売数量 小売業	
①清酒				
②合成清酒				
③連続式蒸留しょうちゅう				
④単式蒸留しょうちゅう				
⑤みりん				
⑥ビール				
⑦果実酒				
⑧甘味果実酒				
⑨ウイスキー				
⑩ブランデー				
⑪原料用アルコール				
⑫発泡酒				
⑬その他の醸造酒				
⑭スピリッツ				
⑮リキュール				
⑯雑酒				
合計（①～⑯の計）				
粉末酒（グラム）				

摘要（酒類販売場の業態区分）　□①一般酒販店（酒屋、酒類専門店等）、□②コンビニエンスストア、□③スーパーマーケット、□④百貨店、□⑤①から④以外の量販店（ディスカウントストア等）、⑥その他（□⑦業務用卸主体店、□⑧ホームセンター・ドラッグストア、□⑨その他）

身元確認　□済　□未済　確認書類　個人番号カード／通知カード・運転免許証　その他（　）

処理年月日　年　月　日　確認印

通信日付印　年　月　日　確認印

H28.1

提出者本人の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

平成28年1月以後使用予定の様式です。

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年１月から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　提出者本人以外の方の個人番号又は法人番号を記載する必要はありません。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

3．異動申告書

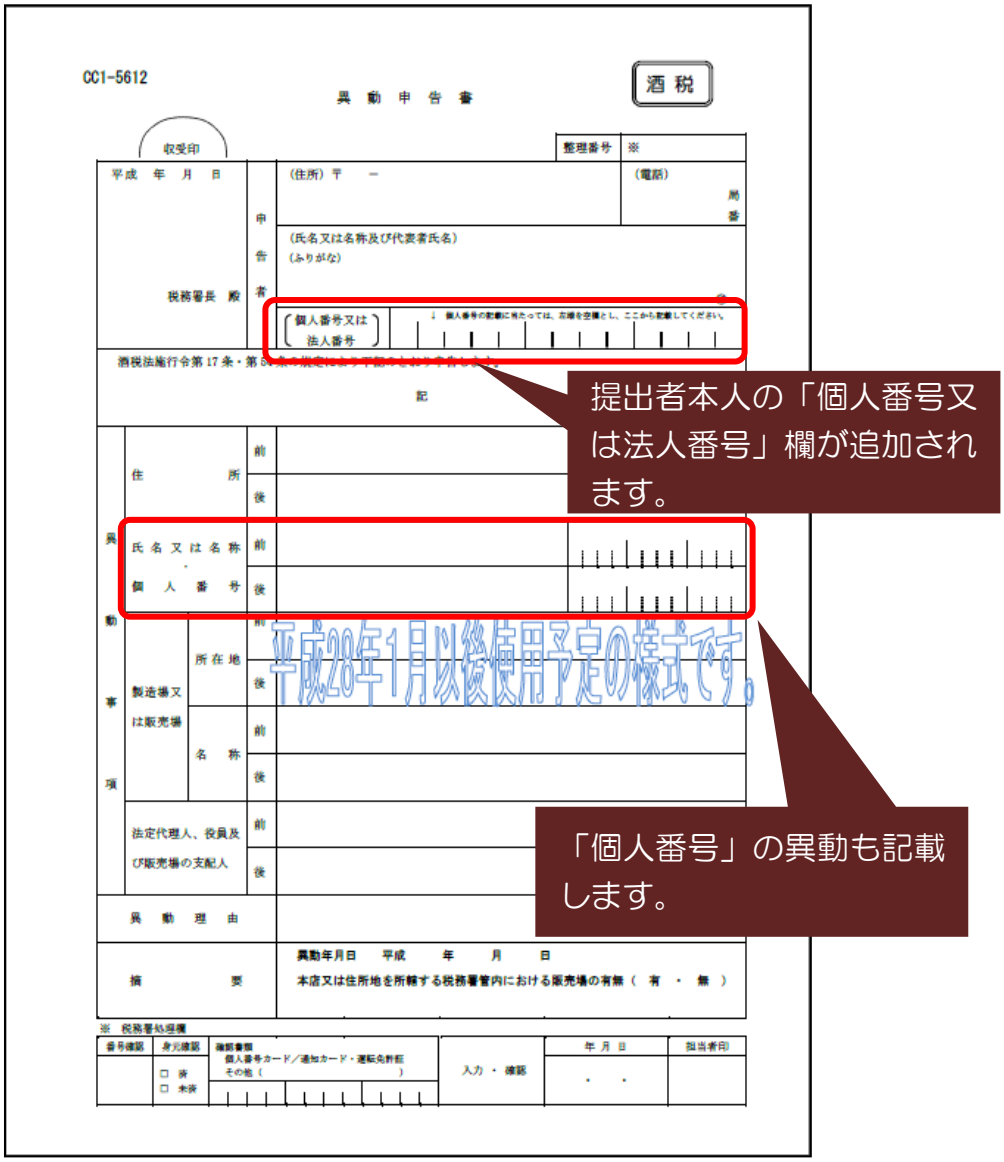

※　様式は、平成 28 年１月以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年１月から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　提出者本人以外の方の個人番号又は法人番号を記載する必要はありません。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

Ⅷ　法定調書関係

１．給与所得の源泉徴収票

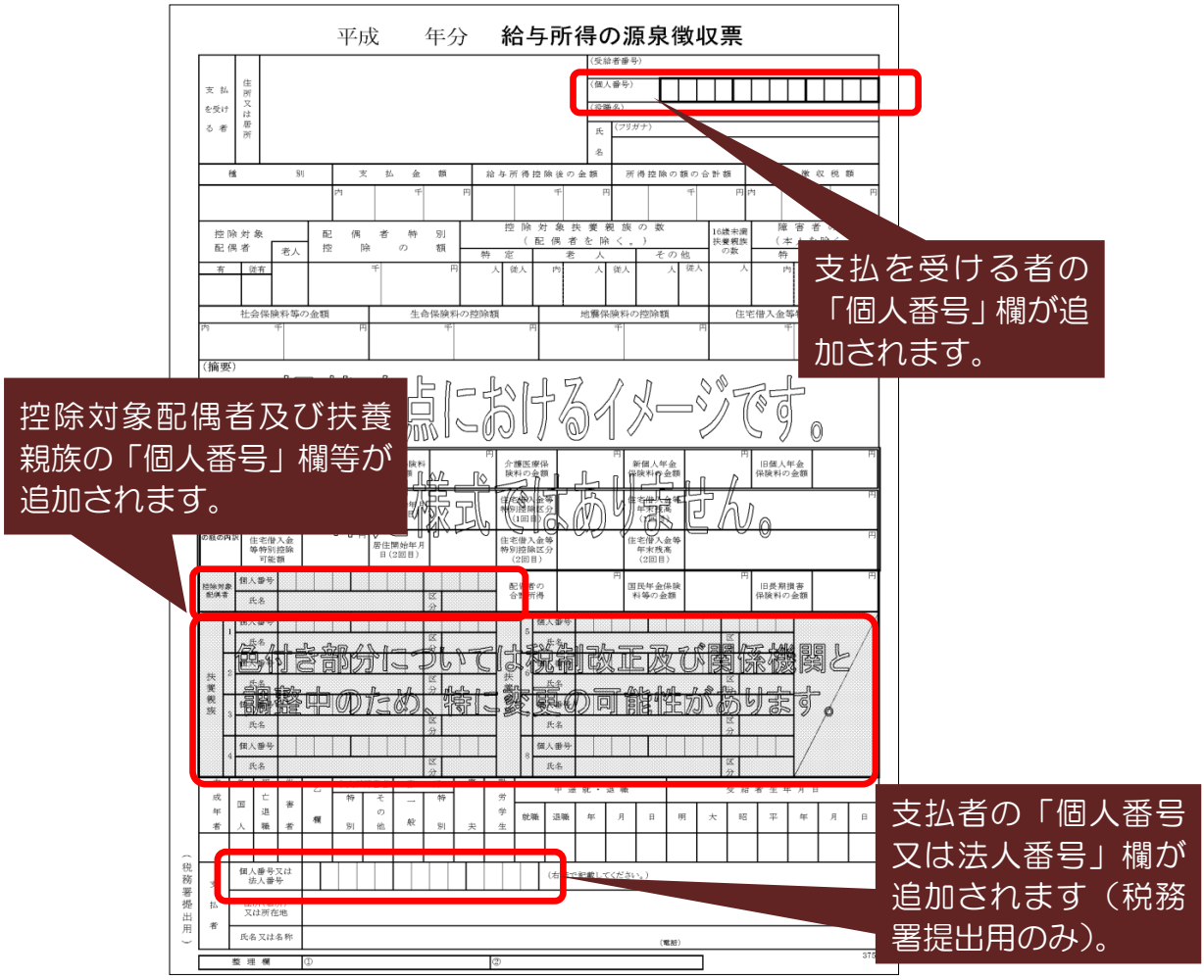

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年分以後の源泉徴収票から、支払者の個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

※　受給者交付用の源泉徴収票については、支払者の「個人番号又は法人番号」欄はなく、記載不要です。

②　支払を受ける者の個人番号を記載します。

③　控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号を記載します。

④　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出を受けることにより個人番号の提供を受ける場合、支払者は、支払を受ける者の個人番号カード等により、本人確認を行う必要があります。なお、控除対象配偶者及び扶養親族の本人確認は、支払を受ける者が行います。

⑤　提出する方（支払者）が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方（支払者）が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

⑥　様式のサイズは、現行の A6 サイズから A5 サイズに変更されます。

2．退職所得の源泉徴収票

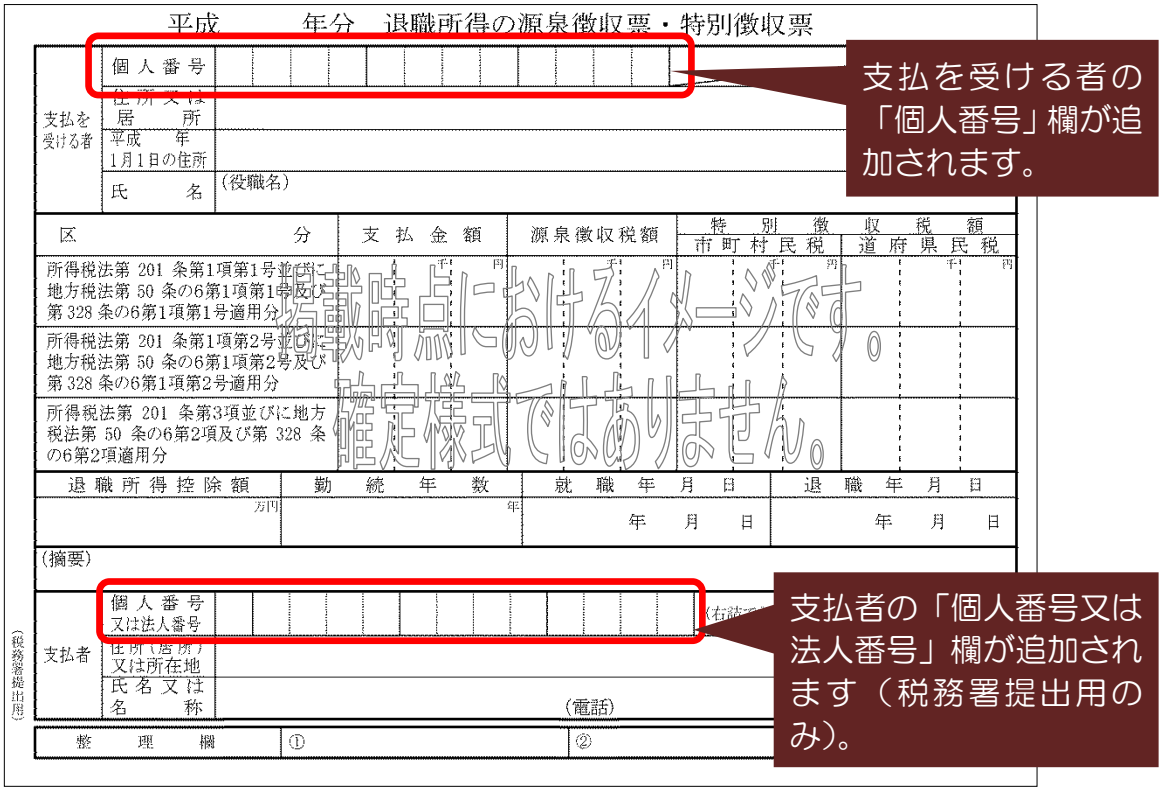

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年分以後の源泉徴収票から、支払者の個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

※　受給者交付用の源泉徴収票については、支払者の「個人番号又は法人番号」欄はなく、記載不要です。

②　支払を受ける者の個人番号を記載します。

③　退職所得の受給に関する申告書の提出を受けることにより個人番号の提供を受ける場合、支払者は、受給者の個人番号カード等により、本人確認を行う必要があります。

④　提出する方（支払者）が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方（支払者）が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

３．報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

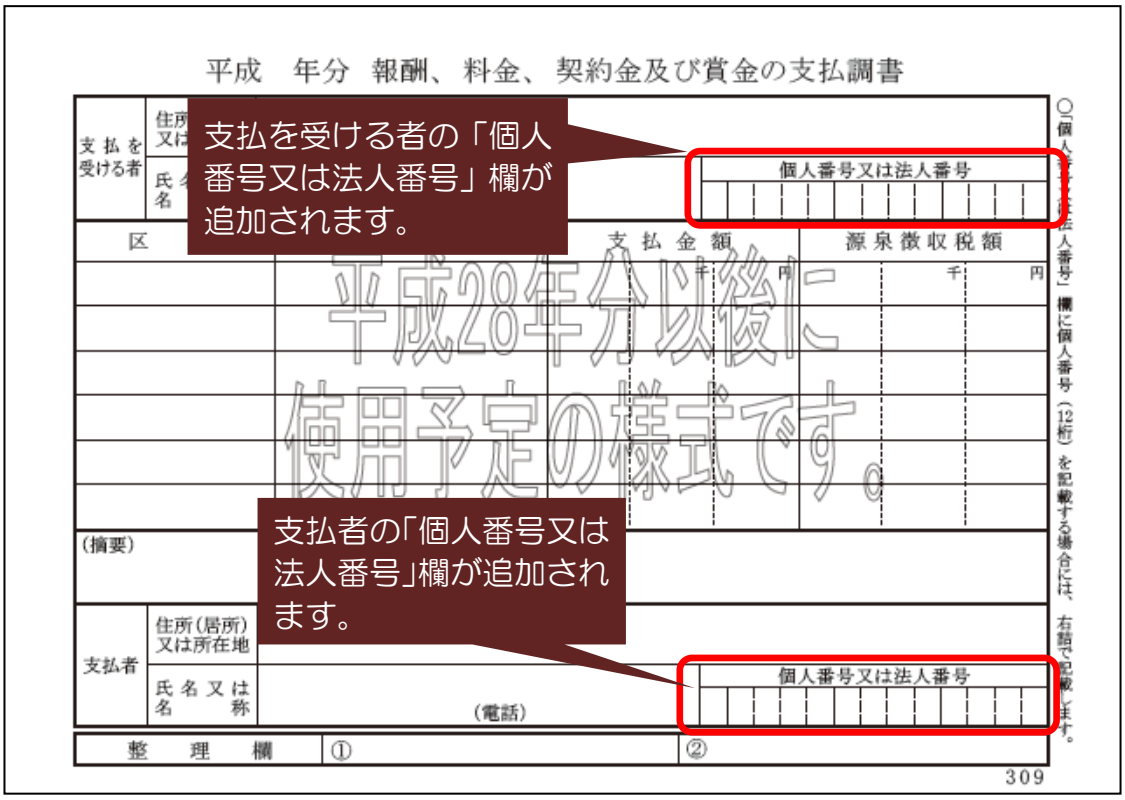

※　様式は、平成 28 年分以後使用予定の確定分の様式です。

【ポイント】

①　平成 28 年分以後の支払調書から、支払者の個人番号又は法人番号を記載して提出します。

②　支払を受ける者の個人番号又は法人番号を記載します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

③　支払者は、支払調書を作成する前までに支払を受ける者の個人番号又は法人番号の提供を受ける必要があります。個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カード等により、本人確認を行う必要があります。

④　提出する方（支払者）が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方（支払者）が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

（注）支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、番号法の規定により、支払を受ける者及び支払者の個人番号は記載できませんのでご注意ください。

4．不動産の使用料等の支払調書

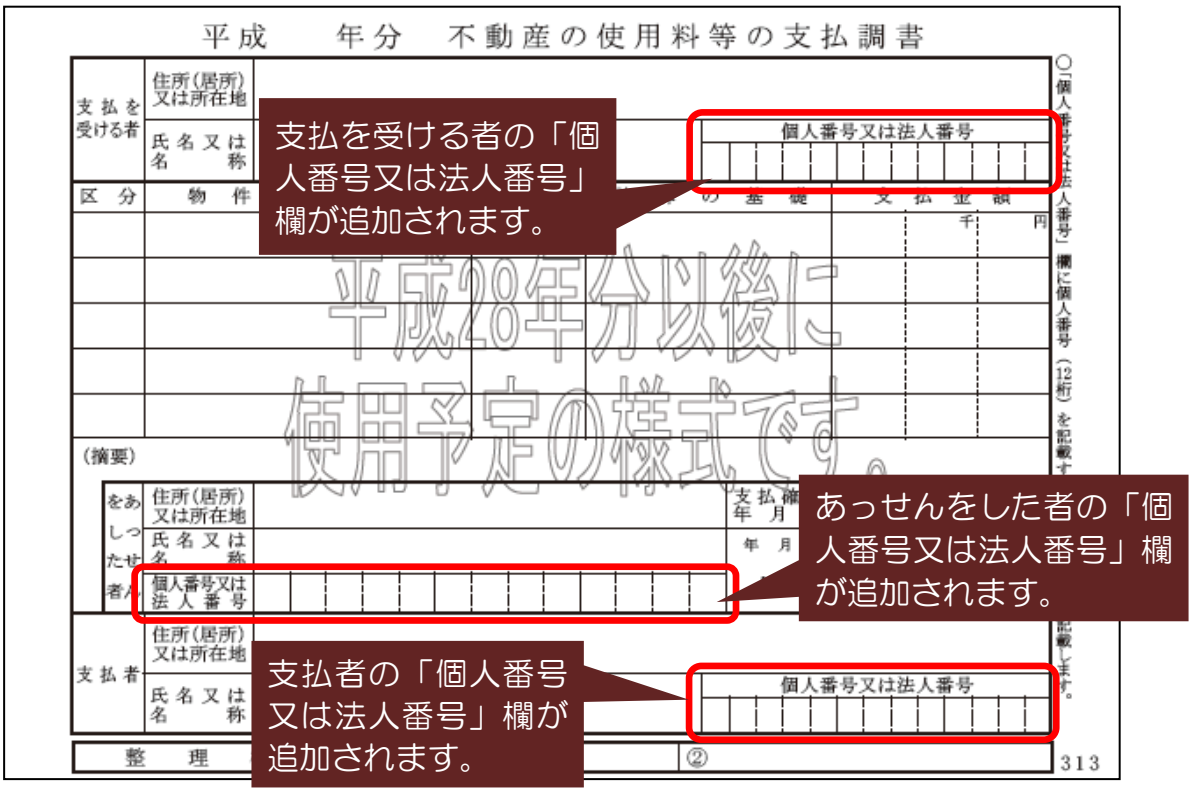

※　様式は、平成 28 年分以後使用予定の確定分の様式です。

※　不動産等の譲受けの対価の支払調書及び不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書についても同様です。

【ポイント】

①　平成 28 年分以後の支払調書から、支払者の個人番号又は法人番号を記載して提出します。

②　支払を受ける者やあっせんをした者（あっせんに係る支払も記載する場合）の個人番号又は法人番号を記載します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

③　支払者は、支払調書を作成する前までに支払を受ける者の個人番号又は法人番号の提供を受ける必要があります。個人番号の提供を受ける場合には、個人番号カード等により、本人確認を行う必要があります。

④　提出する方（支払者）が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方（支払者）が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

（注）支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、番号法の規定により、支払を受ける者及び支払者の個人番号は記載できませんのでご注意ください。

5．給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

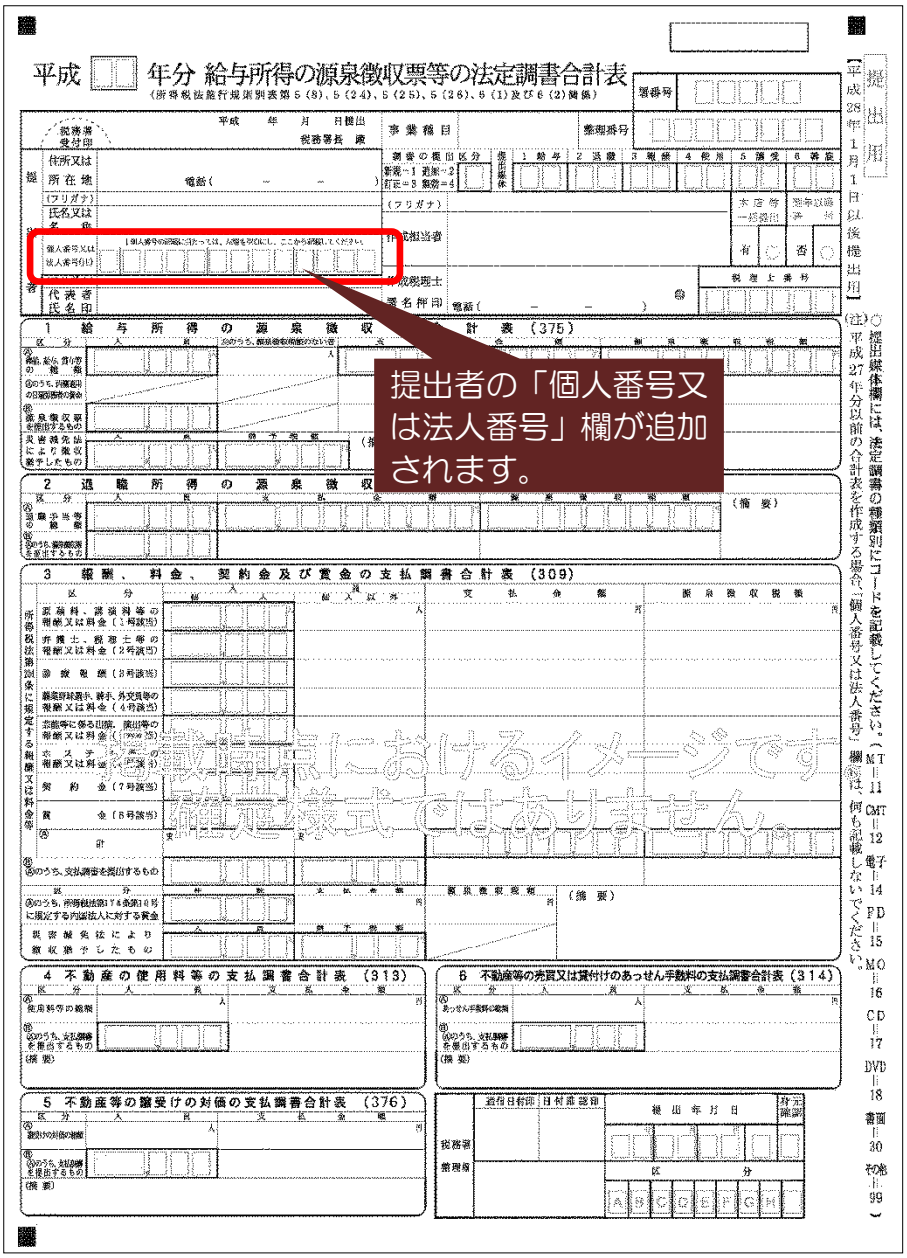

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年分以後の法定調書に係る合計表に提出者の個人番号又は法人番号を記載します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　法人が提出する場合、代表者の個人番号の記載は不要です。

③　提出する方（支払者）が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方（支払者）が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

Ⅸ　納税証明書及び納税手続関係

１．納税証明書交付請求書

交付請求者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

掲載時点におけるイメージ

確定様式ではありません。

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年 1 月に提出するものから、個人番号又は法人番号を記載します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　交付請求者が個人である場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　交付請求者本人の個人番号カードの写し

・　交付請求者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

※　交付請求者本人が税務署窓口で交付請求や証明書の受取りを行う場合は、これらの原本の提示でも差し支えありません。

③　交付請求者が法人であり、代表者本人が税務署窓口での交付請求や証明書の受取りを行う場合は、代表者本人であることが確認できる書類（免許証など）をご持参ください。

④　代理人の方が税務署窓口で交付請求や証明書の受取りを行う場合は、代理人本人であることが確認できる書類（免許証など）及び交付請求者本人からの委任状を持参いただく必要があります。

※　交付請求者が個人である場合には、上記②の書類の添付も必要です。

⑤　納税証明書の交付請求に当たっては、上記のほか、所定の交付請求手数料の納付等が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

２．納税の猶予申請書、換価の猶予申請書

【納税の猶予申請書】

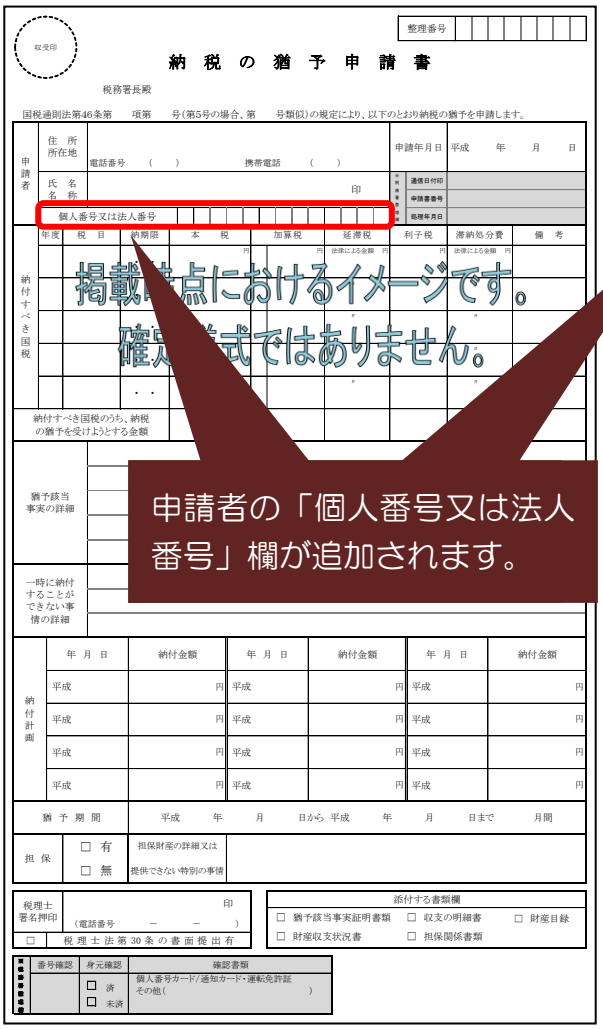

【換価の猶予申請書】

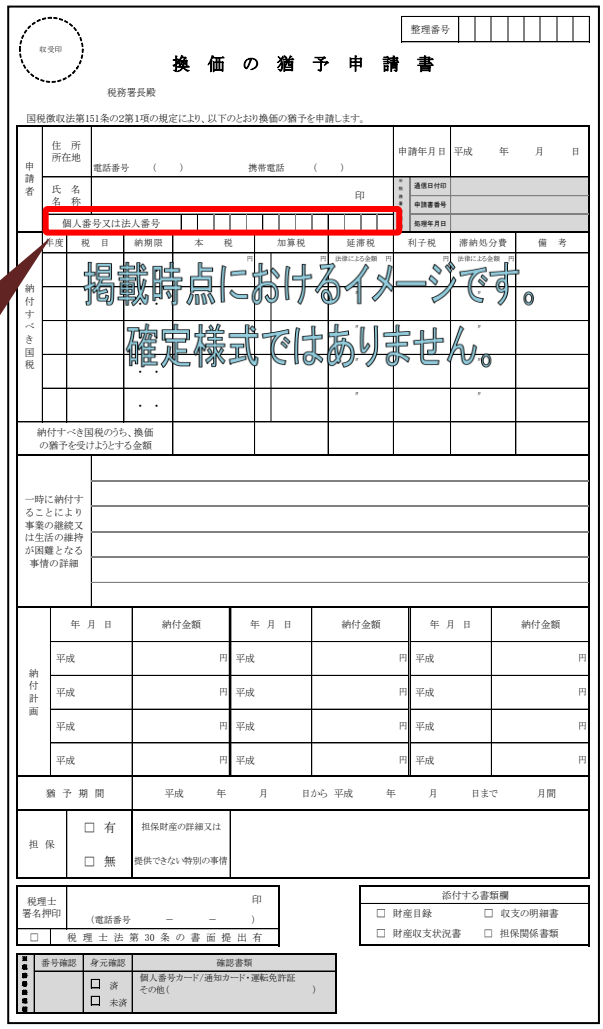

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年１月から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　申請者以外の個人番号又は法人番号の記載は不要です。

③　申請者が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　申請者本人の個人番号カードの写し

・　申請者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、申請者が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

Ⅹ　その他

1．異議申立書

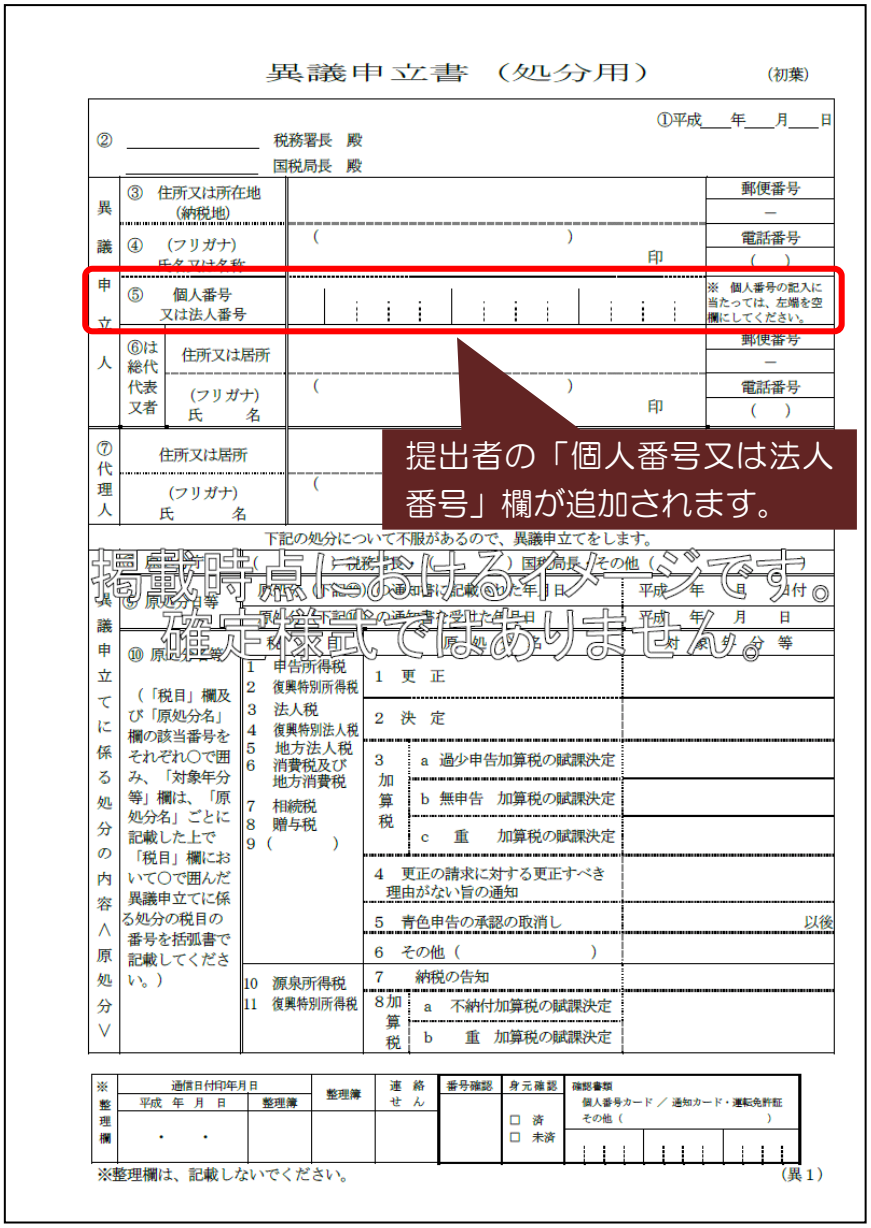

異議申立書　（処分用）　（初葉）

①平成＿＿年＿＿月＿＿日

②　＿＿＿＿＿＿　税務署長　殿
　　＿＿＿＿＿＿　国税局長　殿

異議申立人	③ 住所又は所在地（納税地）		郵便番号 ―
	④ （フリガナ）氏名又は名称	（　　）印	電話番号（　）
	⑤ 個人番号又は法人番号		※ 個人番号の記入に当たっては、左端を空欄にしてください。
	⑥は総代代表又者 住所又は居所		郵便番号 ―
	（フリガナ）氏　名	（　　）印	電話番号（　）
⑦代理人	住所又は居所		
	（フリガナ）氏　名	（	

提出者の「個人番号又は法人番号」欄が追加されます。

下記の処分について不服があるので、異議申立てをします。

異議申立てに係る処分の内容（原処分）	⑧ 原処分等	税務署長（　）国税局長（　）その他（　）	
	⑨ 原処分等	原処分が下記⑩の通知に記載された年月日	平成　年　月　日付。
		原処分の下記⑩の通知書を受けた年月日	平成　年　月　日
	⑩ 原処分等	原処分名	対象年分等
	（「税目」欄及び「原処分名」欄の該当番号をそれぞれ○で囲み、「対象年分等」欄は、「原処分名」ごとに記載した上で「税目」欄において○で囲んだ異議申立てに係る処分の税目の番号を括弧書で記載してください。）	1 申告所得税 2 復興特別所得税	1 更　正
		3 法人税 4 復興特別法人税 5 地方法人税 6 消費税及び地方消費税	2 決　定
		7 相続税 8 贈与税 9（　）	3 加算税 a 過少申告加算税の賦課決定
			b 無申告　加算税の賦課決定
			c 重　加算税の賦課決定
			4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知
			5 青色申告の承認の取消し　以後
			6 その他（　）
		10 源泉所得税 11 復興特別所得税	7 納税の告知
			8 加算税 a 不納付加算税の賦課決定
			b 重　加算税の賦課決定

※整理欄	通信日付印年月日 平成　年　月　日	整理簿	整理簿	連絡せん	番号確認	身元確認 □ 済 □ 未済	確認書類 個人番号カード ／ 通知カード・運転免許証 その他（　）
	・　・						

※整理欄は、記載しないでください。　（異１）

掲載時点におけるイメージです。確定様式ではありません。

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年１月から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　総代又は代表者の個人番号の記載は不要です。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

2．審査請求書

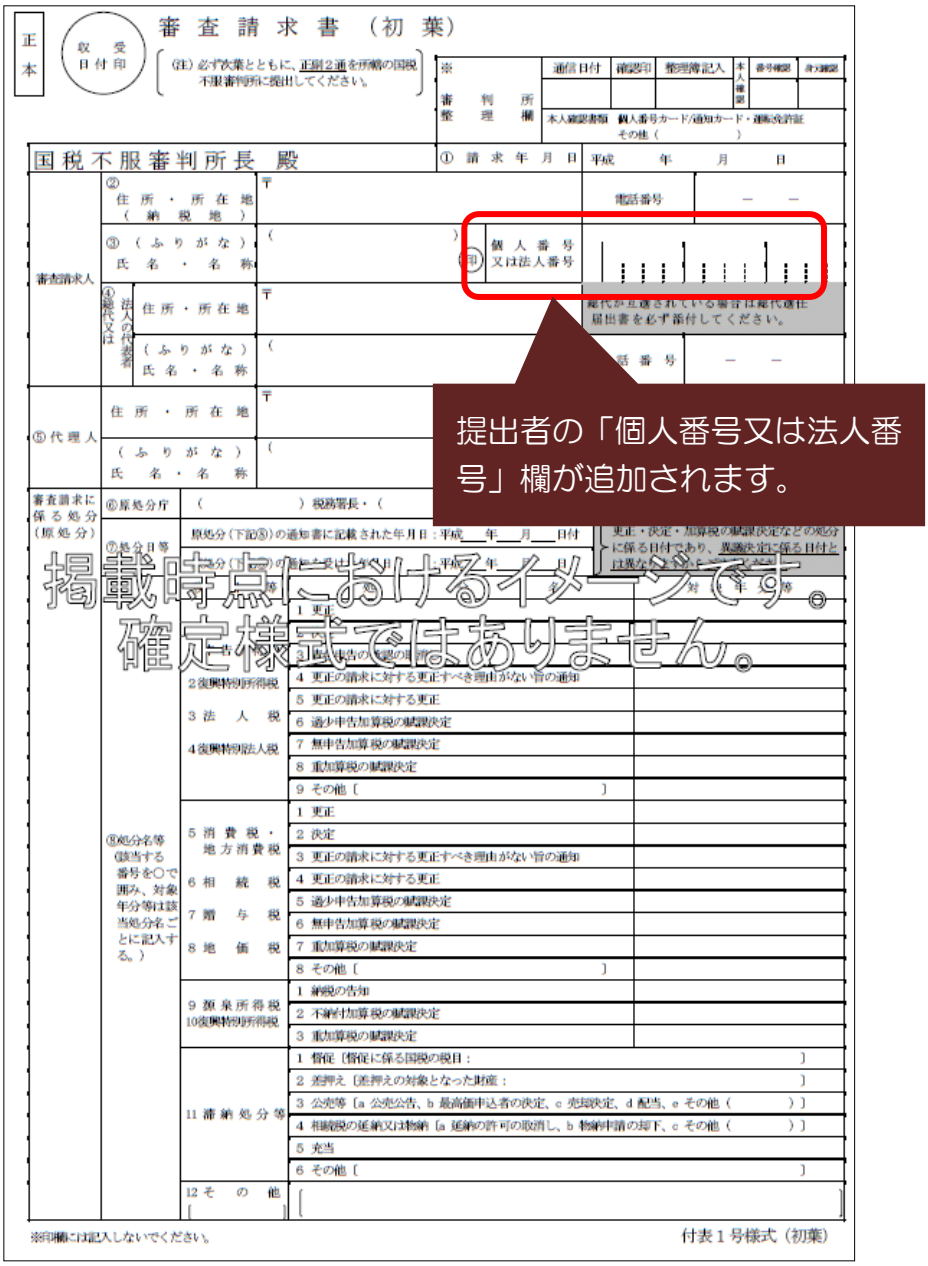

※　様式は、平成 27 年３月 31 日現在のイメージです。

【ポイント】

①　平成 28 年 1 月から、個人番号又は法人番号を記載して提出します（個人番号（12 桁）を記載する場合は、先頭の１マスを空欄にして、右詰めで記載してください。）。

②　総代又は代表者の個人番号の記載は不要です。

③　提出する方が個人の場合には、番号法に定める本人確認のため、次のいずれかの書類の添付をお願いします。

・　提出者本人の個人番号カードの写し

・　提出者本人の通知カードの写し及び免許証などの写真付身分証明書の写し

なお、提出する方が法人の場合には、上記書類の添付は不要です。

◎国税庁ホームページのご案内

国税庁ホームページに、番号制度の概要やＦＡＱなどを掲載したサイトを公開しております。国税庁トップページにバナーがございますので、そちらからご覧いただけます。ぜひ活用してください。

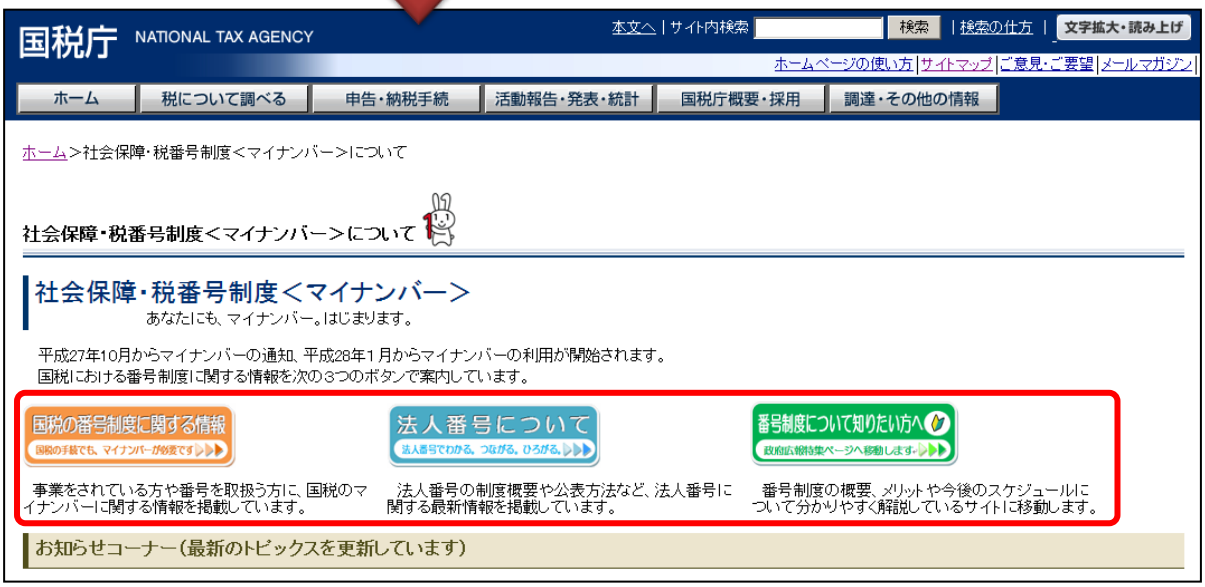

◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html　（マイナンバー）

・マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル）０５７０-２０-０１７８
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。平日９時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く。）

国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報

国税庁ホームページのトップページの をクリック
http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm
最新情報は、随時更新していきますので、お知らせコーナーをご覧ください。